

# 食品ロスダイアリーによる家庭の食品ロス実態調査業務仕様書

## 1 業務名

食品ロスダイアリーによる家庭の食品ロス実態調査業務

## 2 趣旨

令和7年度に実施した食品ロス実態調査によると、本県の食品ロス量は、国全体（家庭系約50%、事業系約50%）と比較し、家庭系食品ロスの割合が約60%と高くなっている現状を踏まえ、県民一人ひとりが家庭での食品ロス削減に取り組むことが重要である。

本業務において、一般家庭を対象に食品ロスダイアリーを活用した実態調査を実施し、真に対策が必要なターゲットに対する効果的な施策を検討する。食品ロスダイアリーに加えて啓発資材（冷凍保存方法を掲載した冊子等）を配布することによる食品ロス量の変化も調査する。

## 3 委託上限額

7,999,970円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 4 委託の期間

契約締結の日から令和8年11月30日（月）までとする。

## 5 業務の内容

ア ターゲット

県内在住者900世帯

イ 実施時期

令和8年7月～9月

ウ. 基本的な内容

(1) 食品ロスダイアリーの作成

県内在住世帯を対象として家庭における食品ロスの実態を把握するため、食品ロスダイアリーを作成する。

【食品ロスの記録内容】

対象世帯が一定期間、家庭で発生した食品ロスについて継続的に記録できる内容とし、少なくとも以下の項目を含めること。

- ・ 捨てた食品の品目
- ・ 食品ロスの区分（調理くず、直接廃棄、食べ残し等）
- ・ 廃棄した量
- ・ 廃棄理由

### 【記録媒体】

紙、電子等のいずれでも差し支えない。ただし、対象世帯が日々継続して記録しやすく、記入漏れや誤記入を防ぎやすい方法とするなど、より効果的な手法を採用すること。

#### (2) アンケートの作成

食品ロスダイアリーの記録内容とあわせて、対象世帯の属性等を把握するためのアンケートを作成すること。

アンケートは、令和9年度以降の効果的な施策の検討材料となるよう、食品ロスの発生要因や削減行動の分析に資する内容とし、食事管理者、世帯構成、世帯人数、買物頻度、調理頻度、食品保存に関する意識や取組状況、食品ロス削減に関する認知度や実践状況等を含めること。

#### (3) 食品ロスダイアリー説明資料の作成

対象世帯が食品ロスダイアリー及びアンケートの趣旨、実施方法、記入方法等を理解し、円滑に参加できるよう、説明資料を作成する。

説明資料には、食品ロスダイアリーの実施方法、アンケートの回答方法、食品ロスの区分、記入例、提出方法、注意事項等を記載すること。特に、食品ロスの区分については、対象世帯が判断に迷わず記録できるよう、調理くず、直接廃棄、食べ残し等の分類ごとに具体例を示すなど、県民に分かりやすい内容とすること。

#### (4) 啓発資料の作成

家庭での食品ロス削減につながる啓発資料を作成すること。

啓発資料は、対象世帯が日常生活の中で実践しやすい内容とし、例えば、食品の冷凍保存方法、適切な保存方法、買物前の在庫確認、食材の使い切り、期限表示の理解、食べ残しを減らす工夫等を掲載した冊子等を想定する。

啓発資料の内容は、食品ロスダイアリーの記録を促すだけでなく、家庭における食品ロス削減行動につながるものとする。

#### (5) 調査の実施

県内在住者 900 世帯を対象として、上記(1)から(4)を用いて家庭における食品ロスの実態調査を行う。調査の実施にあたっては、対象世帯の確保、食品ロスダイアリー・アンケート・説明資料及び啓発資料の配布、記録期間中の問い合わせ対応、記録内容及びアンケート回答の回収等を行うこと。

### 【対象世帯】

県内在住世帯のうち、以下に定める 10 種の世帯カテゴリーに該当する世帯とすること。

No.	世帯構造	世帯主の年代	性別（単身のみ）
1	複数（子なし）	働き世代	指定なし（世帯合計）
2	複数（子なし）	高齢者	指定なし（世帯合計）
3	複数（子あり）	働き世代	指定なし（世帯合計）
4	複数（子あり）	高齢者	指定なし（世帯合計）
5	単身	学生	男性
6	単身	学生	女性
7	単身	働き世代	男性
8	単身	働き世代	女性
9	単身	高齢者	男性
10	単身	高齢者	女性

#### 【回答世帯数】

回答世帯数は、上記に示した各世帯カテゴリーにつき 90 世帯、合計 900 世帯とし、受託者は当該数の有効回答を得ること。

#### 【回答者】

回答は世帯主が行うが、家庭における食品ロス発生状況を把握するため、対象世帯の食事管理者と連携して、世帯全体の食品ロスを記録すること。

#### 【サンプリング方法】

対象世帯の抽出は、各世帯カテゴリーからのランダムサンプリングにより行うこと。

#### 【啓発資材の配布】

啓発資材は、対象 900 世帯のうち 300 世帯にのみ配布すること。配布世帯は県が指定する。

### (6) 調査結果の取りまとめ

回収した食品ロスダイアリー及びアンケートの回答内容について、記入漏れ、判読不能な記載、明らかな誤記等を確認した上で、県が分析を行うために必要なデータセットを作成すること。また、受託者は、上記（1）から（5）までの業務の実施内容について、業務報告として取りまとめること。

#### 【データセットの仕様】

- ・ Microsoft Excel 形式により、県が分析に利用できる構造化データベースとして作成すること。
- ・ 食品ロスダイアリーの記録内容とアンケートの回答内容は、世帯ごとに共通の管理番号を付すなど、相互に紐付けられる構造とすること。
- ・ データセットとあわせてコードブックを作成すること。コードブックには、項目名、項目の説明、入力形式、単位、選択肢及びコードの意味、欠損値の扱い等を記載すること。

### 【業務報告の記載内容】

食品ロスダイアリー、アンケート、説明資料及び啓発資材の作成内容、対象世帯の確保状況、配布・回収状況、問い合わせ対応状況、実施上の課題その他県が必要とする事項を含めること。なお、食品ロスの発生状況や啓発資材の効果等に係る分析は県が行うものとし、受託者は分析結果を成果品に含める必要はない。

#### (7) その他

受託者は、上記のほか、本事業を効果的かつ円滑に実施するために必要な業務を行うこと。

##### i. 事業の概要

項目	内容
期間	令和8年7月～9月
対象	県内在住者 900 世帯
方法	食品ロスダイアリーの記録
項目	捨てた食品の品目・量・廃棄理由・世帯属性（年代・世帯構成等）

##### ii. 試験区

	A 世帯 (300 世帯)	B 世帯 (600 世帯)
【1】食品ロスダイアリー	毎日	食ロスダイアリーを記録
【2】啓発資材の配布	あり	なし

##### iii. 事業の流れ

7月～8月：事業実施の準備、対象世帯（900世帯）の抽出

8月中：対象世帯にダイアリー・説明資料配布

9月1週目：全世帯（900世帯）が食品ロスを記録（【1】を実施）

2～3週目：A世帯(300世帯)のみ啓発資材を配布（【1】【2】を実施）

4週目：食品ロスダイアリーの回収

#### エ. 成果物一覧

受託者は、本業務の成果品として、以下のものを県に提出すること。

No.	成果物	内容	提出形式
1	食品ロスダイアリー	家庭における食品ロスの記録に用いる食品ロスダイアリー一式	現物又は電子データ
2	アンケート	対象世帯の属性等を把握するためのアンケート一式	現物又は電子データ
3	食品ロスダイアリー説明資料	食品ロスダイアリー及びアンケートの実施方法、記入方法等を説明する資料一式	現物又は電子データ
4	啓発資材	家庭での食品ロス削減につながる啓発資材一式	現物又は電子データ

5	データセット	回収した食品ロスダイアリー及びアンケートの回答内容を整理した構造化データベース	Microsoft Excel 形式
6	コードブック	データセットに含まれる項目名、項目の説明、入力形式、単位、選択肢及びコードの意味、欠損値の扱い等を整理したもの	電子データ

## 6 事業計画書及び報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに県と協議を行い、内容を決定し、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- ・委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し県の検査を受けること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- ・県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出ることができる。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- ・受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- ・本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に移転する。
- ・成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期

間を契約期間満了後1年間とする。

- ・各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の経費は委託金額に含むものとする。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。

参考情報（県が過去に作成した冊子等）

- えひめの食べ物トリセツ（TORISETSU）・食品ロス削減のための整理収納リーフレット  
(<https://www.pref.ehime.jp/page/9750.html>)
- 食品ロスゼロチャレンジシート
  - 1 チャレンジシート及び実施結果  
(<https://www.pref.ehime.jp/page/9751.html>)
- フードシェアリングクッキング
  - 1 レシピ（6品）  
(<https://www.pref.ehime.jp/page/9744.html>)
- 愛顔の食べきりアイデアレシピ  
(<https://www.pref.ehime.jp/page/9827.html>)